

(別紙)

報酬及び費用の算定基準

目次

第1章 総則

第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1節 通則

第2節 少年法第22条の3第2項又は第22条の5第2項に基づいて選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 一人制で審判が行われる事件について選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第2款 合議制で審判が行われる事件について選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第3節 少年法第22条の3第1項に基づいて選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第3章 抗告審又は再抗告審において選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1章 総則

(目的)

第1条 センターは、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第36条第2項に基づき、この基準において、センターが、国選付添人の事務に関する契約約款に基づいて一般国選付添人契約弁護士に支給すべき報酬及び費用の算定基準を定める。

(複数の国選付添人が選任されたときの算定方法)

第2条 同一の事件に複数の一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、一般国選付添人契約弁護士ごとにこの基準を適用して報酬及び費用を算定する。

(解任のときの算定方法)

第3条 一般国選付添人契約弁護士が、解任により国選付添人としての活動を終了したときは、解任時点までの活動についてこの基準を適用して報酬

及び費用を算定する。

(事件を引き継いだときの算定方法)

第4条 一般国選付添人契約弁護士が、他の付添人が辞任し又は解任された事件について国選付添人に選任されたときは、選任後における初回審判期日を、算定基準における第1回審判期日とみなしてこの基準を適用し、基礎報酬その他の報酬及び費用を算定する。

第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1節 通則

(報酬及び費用の種類)

第5条 少年法第22条の3又は第22条の5の規定に基づき、家庭裁判所において、少年のために選任された国選付添人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

- ① 基礎報酬
- ② 試験観察加算報酬
- ③ 審理加算報酬

- (1) 実質審理期日に対する加算報酬
- (2) 進行協議等に対する加算報酬
- (3) 終局決定期日等に対する加算報酬

イ 遠距離面会等加算報酬

ウ 特別加算報酬

- ① 特別案件加算
- ② 特別成果加算

エ 環境調整加算報酬

オ 抗告申立書加算報酬

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離面会等交通費

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ 通訳人費用

オ 審判準備費用

- 2 被疑者国選弁護人に選任されていた弁護士が、家庭裁判所への送致後少年の国選付添人を務めたときは、前項に規定する報酬から1万円を控除するものとする。ただし、家庭裁判所が少年について検察官に送致する旨の決定をし、同弁護士が検察官の公訴提起にかかる国選弁護人を務めたときを除く。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第6条 国選付添人に、次の各号に該当する事由のいずれかがあるときは、前条の規定にかかわらず、前条第1項第1号アに規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、特別案件加算は行わないものとする。

一 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく第1回審判期日に立ち会ったとき。

二 第1回審判期日の前日までに、少年と面会、電話交通又は打合せを行うことなく第1回審判期日に立ち会ったとき（付添人が少年に対して面会又は打合せの申入れを行ったときを除く。）。

第7条 国選付添人が、第1回審判期日の前に解任されたことにより活動を終了したときは、基礎報酬を次のとおり算定する。ただし、第1号、第4号及び第5号において、国選付添人が、少年に対する面会若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一 少年との面会、電話交通又は打合せを行ったとき

9000円

二 記録の閲覧又は謄写を行ったとき

6000円

三 記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき

1万6000円

四 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき

1万5000円

五 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき

2万5000円

- 2 第1回審判期日の前に解任された国選付添人は、第9条第4号ア①の規

定にかかわらず、謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

(契約に定める請求がされなかったときの算定基準)

第8条 国選付添人が、国選付添人の事務に関する契約約款(以下「約款」という。)第18条第1項に規定する請求をしなかったときは、審判期日が1回であり、かつ所要時間が45分以内で終了し、遠距離面会等は行われず、特別加算報酬を支給すべき事由はなく、費用も発生していないものとみなし、かつ、第6条の各号に規定する事由があるものとみなして、基礎報酬の50%をもって、支給すべき報酬及び費用の額と算定する。ただし、解任された国選付添人については、第1回審判期日の前に解任され、かつ、前条第1項に規定する活動がいずれも行われなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

第2節 少年法第22条の3第2項又は第22条の5第2項に基づいて選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

第1款 一人制で審判が行われる事件について選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

(単独事件における報酬及び費用)

第9条 少年法第22条の3第2項又は第22条の5第2項に基づいて少年のために選任された国選付添人について、選任に係る事件が裁判所法(昭和22年法律第59号)第31条の4第1項に規定する事件である場合において支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の送致事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

基礎報酬は、9万円とする。

イ 試験観察加算報酬

少年が試験観察に付されたときは、国選付添人の申出に基づき、基礎報酬に3万円を加算する。

ウ 審理加算報酬

① 実質審理期日に対する加算報酬

実質審理期日について、開廷日ごとに、別表1の立会時間（審理が審判期日の午前から午後にかけて行われたときは、審判期日の開始時点から終了時点までの時間から、昼の休廷時間を除外した時間とする。以下同じ。）の区分に応じた報酬額を加算する。

② 進行協議等に対する加算報酬

国選付添人が、裁判官又は家庭裁判所調査官との間で、審判の準備のため面接による打合せをしたときは、次のとおり加算報酬を算定する。

裁判官との打合せ

出席した打合せの回数（同一日における出席は、下記の打合せも含め、1回と算定する。以下同じ。）×7200円

家庭裁判所調査官との打合せ

（出席した打合せの回数－1）×7200円

③ 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、終局決定言渡期日等に出席したときは、次のとおり終局決定言渡期日等に対する加算報酬を算定する。

出席した期日の回数（同一日における出席は1回と算定する。以下同じ。）×3000円

二 遠距離面会等加算報酬

少年との面会、記録の閲覧若しくは謄写、裁判官、家庭裁判所調査官若しくは鑑別技官との打合せ、被害者との示談交渉、非行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ、少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、補導委託先若しくはこれに準じる者との打合せ（以下「面会等」という。）のために、国選付添人の事務所所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」という。）の主たる庁舎の所在する場所との直線距離を基準として、往復50キロメートル以上離れた目的地までの移動又は最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所との直線距離が往復50キロメートル未満で、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の移動距離が往復100キロメートル以上となる目的地までの移動（以下「遠距離移動」という。）を要した場合において、次のとおり算定する。

移動の回数×4000円

ただし、もっぱら当該面会等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件における遠距離面会等加算報酬又は第4号ウに規定する日当の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

三 特別加算報酬

ア 特別案件加算

付添人に対する暴行、脅迫その他の少年の責めに帰すべき事由により付添人にその職務を継続させることが相当でないことを理由に国選付添人が解任された事件の国選付添人に選任された国選付添人について、国選付添人の申出に基づき、通常報酬の50%を加算する。

イ 特別成果加算

① 非行事実なし

送致事実の全部又は一部について非行事実が認められないことを理由に保護処分が付さない旨の決定の言渡しがされたときは、国選付添人の申出に基づき、50万円を限度として、通常報酬の100%を加算する。ただし、国選付添人が非行事実を争わなかったときを除く。

② 和解契約等

裁判所が認定した非行事実に記載された損害について、下記のとおり被害者に対する損害賠償等がなされ、これを証する書面が審判手続において証拠として取調べられたときは、国選付添人の申出に基づき、下記の区分に応じた額（同一の損害について、被害者に対する損害賠償等を理由とする特別成果加算報酬が既に支給されているときは、これによる加算額を控除した額とする。）を加算する。ただし、交通事故に関する事案で、示談金が損害賠償責任保険によって全額賄われたときには加算しない。

記

- ・ 裁判所が認定した非行事実に記載された全損害の50%相当分以上について損害賠償がなされている場合 1万円
- ・ 裁判所が認定した非行事実に記載された全損害について、実質的に損害賠償がなされている場合 2万円
- ・ 裁判所が認定した非行事実に記載された全損害について、被害

者との間で私法上の和解契約が成立している場合 3万円

ウ 環境調整加算報酬

国選付添人が、少年の更生に必要な環境の調整として少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、少年に対し、保護処分につさない旨の決定又は保護観察決定がなされたときは、国選付添人の申出により、3万円を加算する。

エ 抗告申立書加算報酬

保護処分の決定に対し、抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出したときは、国選付添人の申出に基づき、1万円を加算する。

四 費用

ア 記録謄写費用

- ① 国選付添人が謄写した記録（国選付添人が写真機を使用して謄写し、印刷した記録を含む。）の枚数が200枚を超えるとときに、次のとおり記録謄写費用を算定する。

$$\{ (\text{謄写枚数}) - 200 \} \times 20 \text{円}$$

（カラー印刷されている記録をカラー複写したとき又はカラー印刷されている記録を写真機を使用して謄写し、カラー印刷したときは、カラー複写又はカラー印刷1枚あたり謄写枚数2枚と換算する。）

ただし、同一の事件に複数の国選付添人が選任されているときでも、同一の記録について重ねて記録謄写費用を請求することはできない。

- ②（1）センターは、次に掲げる事件の記録については、国選付添人の申出により、謄写枚数の全部につき国選付添人が支払った実費を記録謄写費用として算定する。ただし、謄写枚数1枚当たり20円（カラー印刷された記録をカラー複写したときは100円）を上回ることはできない。

（ア）否認事件（一部否認事件を含む。）

（イ）法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件

（ウ）故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件

（エ）記録の丁数が2000丁を超える事件

- （2）前記（1）に該当する事件で、同一の事件に複数の国選付添人が選任されている場合において、謄写記録の複製を作成した

ときは、複製枚数に10円を乗じた金額を記録謄写費用として算定する。

- ③ センターは、紙以外の媒体を複製する方法によらなければ謄写することができない記録を謄写する場合には、国選付添人の申出により、国選付添人が支払った費用を記録謄写費用として算定する。

イ 遠距離面会等交通費

遠距離面会等交通費は、遠距離移動（記録謄写については、履行補助者を用いて謄写するときを含む。）が行われたときに、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の例に従って算定された費用をもって算定する。ただし、もっぱら当該面会等を目的として移動が行われたときに限ることとし、同一の遠距離移動が、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件における費用の対象となるときは、それぞれの事件に按分して算定するものとする。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

手続期日における、手続が行われる場所への出席が、出張（手続が、最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁の主たる庁舎の所在する場所から直線距離で8キロメートル以内に所在するときを除く。）に該当するときに、民事訴訟費用等に関する法律の例により算定された旅費・日当（移動日に対するもの）・宿泊料をもって算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は、面会等の審判廷外における付添活動に通訳人を要したときに、国選付添人が利用した通訳人について、国選付添人が支払った費用又は通訳人から請求されている費用をもって算定する。

オ 審判準備費用

審判準備費用は、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料又は審判書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として、実費を支払う。

第2款 合議制で審判が行われる事件について選任された国選付添人に支給すべき報酬及び費用の算定基準

（裁定合議事件における報酬及び費用）

第10条 少年法第22条の3第2項又は第22条の5第2項の規定に基づ

いて少年のために選任された国選付添人について、選任に係る事件が裁判所法第31条の4第2項に規定する事件である場合において支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する（複数の送致事実が併合審理されているときも同様とする。）。

一 通常報酬

ア 基礎報酬

基礎報酬は、9万円とする。

イ 試験観察加算報酬

試験観察加算報酬は、前条第1号イの例により算定する。

ウ 審理加算報酬

① 実質審理期日に対する加算報酬

実質審理期日について、開廷日ごとに、別表2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 進行協議等に対する加算報酬

国選付添人が裁判官又は家庭裁判所調査官との間で、審判の準備のため面接による打合せをしたときは、次のとおり加算報酬を算定する。

裁判官との打合せ 出席した打合せの回数×8000円

家庭裁判所調査官との打合せ

(出席した打合せの回数－1)×8000円

③ 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、終局決定言渡期日等に出席したときは、次のとおり終局決定言渡期日等に対する加算報酬を算定する。

出席した期日の回数×3000円

二 遠距離面会等加算報酬

遠距離面会等加算報酬は前条第2号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 特別案件加算

特別案件加算報酬は前条第3号アの例により算定する。

イ 特別成果加算

特別成果加算報酬は前条第3号イの例により算定する。

ウ 環境調整加算

環境調整加算報酬は前条第3号ウの例により算定する。

エ 抗告申立書加算

抗告申立書加算報酬は前条第3号エの例により算定する。

四 費用

ア 記録謄写費用

記録謄写費用は前条第4号アの例により算定する。

イ 遠距離面会等交通費

遠距離面会等交通費は前条第4号イの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は前条第4号ウの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は前条第4号エの例により算定する。

オ 審判準備費用

審判準備費用は前条第4号オの例により算定する。

第3節 少年法第22条の3第1項に基づいて選任された国選付添人に
支給すべき報酬及び費用の算定基準

(検察官関与事件における報酬及び費用)

第11条 少年法第22条の3第1項に基づき選任された国選付添人について支給すべき報酬及び費用は、次のとおり算定する(複数の送致事実が併合審理されているときも同様とする。)

一 通常報酬

ア 基礎報酬

基礎報酬は、10万円と算定する。

イ 試験観察加算報酬

試験観察加算報酬は、第9条第1号イの例により算定する。

ウ 審理加算報酬

① 実質審理期日に対する加算報酬

実質審理期日について、開廷日ごとに、別表3の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

② 進行協議等に対する加算報酬

国選付添人が裁判官又は家庭裁判所調査官との間で、審判の準備のため面接による打合せをしたときは、次のとおり加算報酬を算定

する。

裁判官との打合せ 出席した打合せの回数 × 8500円

家庭裁判所調査官との打合せ

(出席した打合せの回数 - 1) × 8500円

③ 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、終局決定言渡期日等に出席したときは、次のとおり終局決定言渡期日等に対する加算報酬を算定する。

出席した期日の回数 × 3000円

二 遠距離面会等加算報酬

遠距離面会等加算報酬は第9条第2号の例により算定する。

三 特別加算報酬

ア 特別案件加算

特別案件加算報酬は第9条第3号アの例により算定する。

イ 特別成果加算

特別成果加算報酬は第9条第3号イの例により算定する。

ウ 環境調整加算

環境調整加算報酬は第9条第3号ウの例により算定する。

エ 抗告申立書加算

抗告申立書加算報酬は第9条第3号エの例により算定する。

四 費用

ア 記録謄写費用

記録謄写費用は第9条第4号アの例により算定する。

イ 遠距離面会等交通費

遠距離面会等交通費は第9条第4号イの例により算定する。

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第9条第4号ウの例により算定する。

エ 通訳人費用

通訳人費用は第9条第4号エの例により算定する。

オ 審判準備費用

審判準備費用は第9条第4号オの例により算定する。

第3章 抗告審又は再抗告審において選任された国選付添人に支給す

べき報酬及び費用の算定基準

(報酬及び費用の種類)

第12条 少年法第32条の5又は第35条第2項の規定に基づき、抗告審又は再抗告審において選任された国選付添人に対して、次のとおり報酬及び費用を支払う。

一 報酬

ア 通常報酬

① 基礎報酬

② 審理加算報酬

(1) 実質審理期日に対する加算報酬

(2) 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

イ 遠距離面会等加算報酬

ウ 特別加算報酬

① 特別案件加算

② 特別成果加算

二 費用

ア 記録謄写費用

イ 遠距離面会等交通費

ウ 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

エ 通訳人費用

オ 審判準備費用

(基礎報酬)

第13条 抗告審又は再抗告事件について選任された国選付添人に支給すべき基礎報酬は、6万円と算定する。

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項にかかわらず、国選付添人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。

原審記録

基礎報酬額

1000丁を超え5000丁以下 前項に規定する額の150%

5000丁を超え1万丁以下 前項に規定する額の200%

1万丁を超える場合 前項に規定する額の300%

第14条 意見書等を提出する前に、抗告が取り下げられたとき又は国選付添人を解任されたときについては、基礎報酬を次のとおり算定する。ただ

し、第1号、第4号及び第5号において、国選付添人が、少年に対する面会又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一 少年との面会、電話交通又は打合せを行ったとき

9000円

二 原審記録の閲覧、謄写又は原審付添人からの謄写記録の引継ぎ(以下「原審記録の閲覧等」という。)を行ったとき

6000円

三 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

1万6000円

四 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき

1万5000円

五 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

2万5000円

2 原審記録の丁数が1000を超えるときは、前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、国選付添人の申出に基づき、次の区分にしたがった金額を基礎報酬と算定する。ただし、各号のウ及びエにおいて、国選付添人が、少年に対する面会又は打合せの申入れを行ったにとどまるときは、各金額から4000円を減じた額をもって算定する。

一 原審記録の丁数が1000丁を超え5000丁以下のとき

ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 9000円

イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

2万4000円

ウ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき

1万8000円

エ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき

3万3000円

二 原審記録の丁数が5000丁を超え1万丁以下のとき

ア 原審記録の閲覧等を行ったとき 1万2000円

- イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
3万2000円
- ウ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
2万1000円
- エ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万1000円
- 三 原審記録の丁数が1万丁を超えるとき
 - ア 原審記録の閲覧等を行ったとき
1万8000円
 - イ 原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
4万8000円
 - ウ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行ったとき
2万7000円
 - エ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討したとき
5万7000円

3 意見書等の提出の前に、抗告が取り下げられたとき又は国選付添人を解任されたときは、国選付添人は、第9条第4号ア①の規定にかかわらず、謄写枚数の全部に20円を乗じた金額を記録謄写費用として請求することができる。

(審理加算報酬)

第15条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給すべき審理加算報酬は、次のとおり算定する。

一 実質審理を行った期日に対する加算報酬

実施された実質審理期日について、開廷日ごとに、別表2の立会時間の区分に応じた報酬額を加算する。

二 決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、決定言渡期日等に出席したときは、次のとおり決定言渡期日等に対する加算報酬を算定する。

出席した期日の回数×3000円

(遠距離面会等加算報酬)

第16条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給す

べき遠距離面会等加算報酬は第9条第2号の例により算定する。

(特別案件加算報酬)

第17条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給すべき特別案件加算報酬は、第1審又は抗告審において、付添人に対する暴行、脅迫その他の少年の責めに帰すべき事由により付添人にその職務を継続させることが相当でないことを理由に国選付添人が解任された事件について選任された国選付添人に対し、第9条第3号アの例により算定する。

(特別成果加算報酬)

第18条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給すべき特別成果加算報酬は第9条第3号イの例により算定する。ただし、原審において第9条第3号イによる加算がなされているときは、重ねて同一の理由に基づく加算は行わない。

(環境調整加算報酬)

第19条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給すべき環境調整加算報酬は第9条第3号ウの例により算定する。

(費用)

第20条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に支給すべき費用は、次のとおり算定する。

一 記録謄写費用

記録謄写費用は第9条第4号アの例により算定する。

二 遠距離面会等交通費

遠距離面会等交通費は第9条第4号イの例により算定する。

三 出張に伴う旅費・日当・宿泊料

出張に伴う旅費・日当・宿泊料は第9条第4号ウの例により算定する。

四 通訳人費用

通訳人費用は第9条第4号エの例により算定する。

五 審判準備費用

審判準備費用は第9条第4号オの例により算定する。

(基礎報酬の算定に関する特則)

第21条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人に、次の各号に規定する事由のいずれかがあるときは、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する基礎報酬の50%をもって基礎報酬とし、特別案件加算は行わないものとする。

- 一 原審記録の閲覧、謄写又は原審付添人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく意見書等を作成したとき。
- 二 少年と面会、電話交通又は打合せを行うことなく意見書等を作成したとき（付添人が少年に対して面会又は打合せの申し入れをしているときを除く。）。

（契約に規定する報酬及び費用の請求がされなかったときの算定基準）

第22条 抗告審又は再抗告審事件について選任された国選付添人が、約款第18条第1項に規定する請求をしなかったときは、少年との面会又は打合せ若しくは原審記録の閲覧、謄写又は原審付添人からの謄写記録の引継ぎも行われず、費用も発生しなかったものとみなして、報酬及び費用は支給しない。

以上